

第5回医療裁判外紛争解決(ADR)機関連絡調整会議

医療ADRの発展を願って

2011年(H23)10月31日

医療過誤原告の会

会長 宮脇正和

医療過誤原告の会紹介

- ・医療被害に遭った人、その家族、遺族を会員、1991年10月に結成。
- ・今年20年、入会者総数は1150名を超えた。現在の在籍数は200名余。
- ・現在も、全国から毎月約10件余の医療被害相談が寄せられ、17名の役員が相談を担当、各地で被害者交流会、シンポジウムを開催。
- ・この20年で、医療被害の相談は、無断で治験薬使用、手術押しつけ失敗、事故後の説明を逃げる病院等々患者の人権を全く無視したような事例発生が続く厳しさがある。
- ・患者不満対応窓口は病院・自治体に出来て大きく変わった印象があるが、医療ミス等の深刻な被害者支援を行う公的な窓口はなく、自治体窓口等から当会に紹介もある。
- ・2008年に他の医療被害関連5団体と「患者の視点で医療安全を考える連絡協議会」(略称:患医連)を結成し、医療事故調査の公的第三者機関設立、被害者救済制度づくり等の運動を進めている。

事故に遭った被害者の思い

(医療過誤原告の会・被害実態調査アンケート) 1994年10月

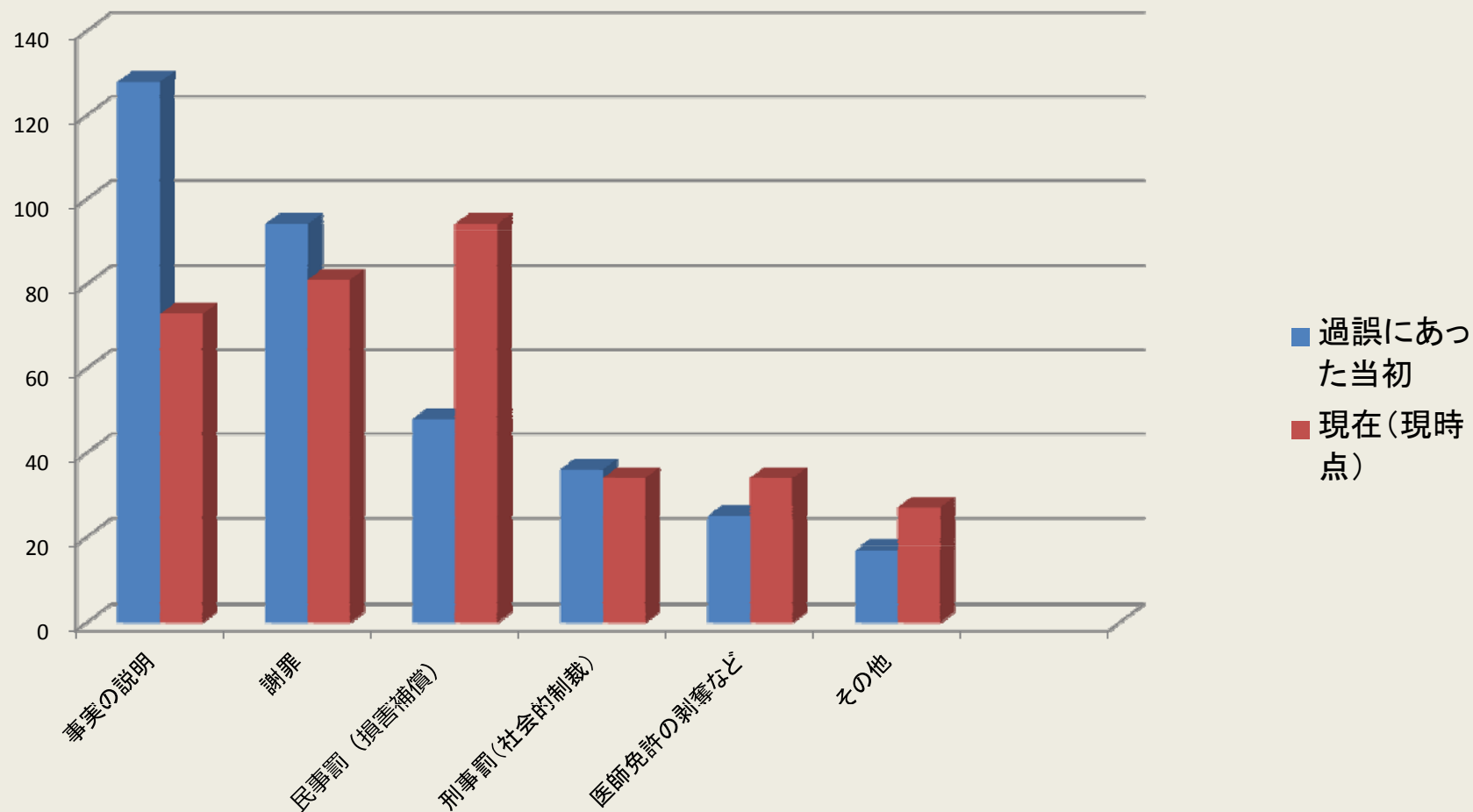
回答 172名 / 調査依頼 367名

医療被害に遭った後の行動

医療過誤にあつて、担当医師・病院に何を求めようとしたか。

病院などに求めた内容	過誤にあつた当初		現在(調査時点)	
	件数	率(%)	件数	率(%)
事実の説明	128	36.8	73	21.3
謝罪	94	27.0	81	23.6
民事罰(損害補償)	48	13.8	94	27.4
刑事罰(社会的制裁)	36	10.3	34	9.9
医師免許の剥奪など	25	7.2	34	9.9
その他	17	4.9	27	7.9
回答総数(複数回答)	348	100.0	343	100.0

- ・当初は「事実の説明」を求めていた被害者が、病院の「事実を隠そう」するなどの被害者に対する不誠実な対応により「許せない」という姿勢に変わって来ていることが示された。
- ・一方、回答「その他」の多くは再発防止を願う意見であり、被害者が何を求めているかを社会に知って欲しい。



患医連(患者の視点で医療安全を考える連絡協議会)による アンケート調査 2008年9月 被害者42名

- 「医療事故調査機関の設立」について考えは？
 - 真相究明を第一義とする……37
 - 紛争解決を第一義とする…… 0
 - 真相究明と紛争解決…… 5
 - 真相究明と再発防止…… 1
-
- 裁判に勝訴・和解しても、なお多くの医療事故被害者が納得できない思いを抱いているのは何故か？
 - ⇒それは真相が明らかにされないまま、紛争が終結したから
 - 現実を受け入れる為の「事実」が欲しい
 - 医療事故が起きた時、患者・家族・遺族の一番の願いは、何が起きたのか知りたいということ、情報開示がなされた上での正直な話し合い。

(医療過誤原告の会・被害実態調査アンケート)
医療被害に遭った後の行動 1994年10月
回答 172名 / 調査依頼 367名
「裁判」について、どう思ったか？(意見記入)－1

- 改ざんされたカルテ、ナース記録が重視され、原告の訴えを取り上げてもらえず、医師は過誤を犯さないという前提で裁判が進められる。この壁を破らないと、裁判をしてまた2度目の被害に遭う。
- 被害者の立場なんてほとんど考えない事務的な業務遂行に失望した。
- 真実解明できると思ったのは幻想であった。一種のセレモニーの様な感じさえる。
- 被告医師が堂々とウソをつく。相手側の弁護士がそれを一層強調し、原告を無能に追いやる。
- 医療裁判での死亡例では、司法解剖でもしないと正しい判断が出せないと思う。
- 一応和解したが、母は脳死として医療側からやられてしまった。臓器移植を知ると、医療不信があるため許せない気持ち。

(医療過誤原告の会・被害実態調査アンケート)

医療被害に遭った後の行動 1994年10月

回答 172名 / 調査依頼 367名

「裁判」について、どう思ったか？(意見記入)ー2

- 裁判に費やす時間と労力は大変だった。医療に詳しい裁判官と弁護士の実必要性を痛感。
- 一般市民として最後の手段にも関わらず、矛盾だらけで苦しい事が多い。
- 生易しい心構えでは勝てない。家族、親類が協力して、原告側の傍聴者を増やさなければいけない。
- 宣誓しているのに、偽証、カルテ改ざん、相手方意見書の揚げ足取り、加害者救済でしかない裁判の現実を知って驚いた。
- 医師の証人尋問をやっていて、回数が増える毎に相手が開き直り、逃げようとする態度に腹立たしい思いをする。
- 判決は裁判長の独裁だった。裁判官の交代は真実が消える。
- 弱い人間、金のない人間に時間をかけ金を使わせる裁判は不平等である。
- 毎日治療観察したと敗訴したが、カルテには何の記録もない。不平等判決にすぎない。
- 医療過誤で被害者が救済される可能性があるのは裁判だけというのはおかしい。もっと当たり前のことを当たり前のこととして、認める制度を取り入れて欲しい。

⇒ ADRが裁判に変わる役割をどこまで果たせるか

医療事故被害者の願い

- 医療事故の被害者、または家族が相手の医療者を知ろうとするプロセスを大切にしたい。
- 医療事故が起きた時
患者・家族・遺族の一番の願いは、かけがえのない子ども、妻、夫に何が起きたのか知りたい、情報開示がなされた上での正直な話し合い。
- 医療事故の被害に遭ったと感じた患者や家族は、事故発生時に、紛争だ！などとは思わない。
正直な話し合いをすすめるために、**当該医療機関は何より真相究明に向き合うことが大切。**

個別事例から ケース1 ADR対応への要望

- 息子が服薬事故で、病院へ救急搬送、大量の薬投与で身体障害が残った。
- 病院の対応と説明に母親は納得いかず、弁護士に相談、病院側弁護士と話し合うが不調。ADRを依頼 ⇒ 病院側拒否・・・現在、裁判検討中
- 担当医から丁寧な説明を聞けなかったもので、ADRで担当医と話せることを期待したが、叶わなかった。
- ADRを要請するに当たり説明書類・調査資料を5部(事務局・仲介弁護士・患者側弁護士・病院側弁護士・病院)提出したが、相手がADRを拒否した。
- 書類が相手から戻らなかった(事務局:「関係者がシュレッターで処分した」)・・・今後、裁判を検討する上で、大事な種類なので、相手から戻して欲しかった。

個別事例からケース 2 ADRの理解不足

- ・元気に会社を経営していた息子が、大学病院の誤診（診察不備）による投薬が原因で急死
- 家族が大学病院の対応と説明に納得いかず、弁護士に相談し、ADRを依頼したが病院が拒否。 裁判提訴し、現在裁判中
 - ・ 担当の医師から、なぜ禁忌の薬を飲ませ続けたのか聞いたかった、裁判までは望んでいなかった。
- 東京にADRの制度があると聞いて、知り合いの弁護士に相談したら、県の弁護士会が近いからと助言を受けた。 居住地の県弁護士会に相談したら仲介の手続きをしてくれたが、相手が断った。
- 自分はADR機関に依頼したと思っていたが、後でその県には、ADR機関はないと知って驚いた。 弁護士からは何も説明してくれなかった。 医療ADRと仲裁制度違いがよく解らない。

個別事例からケース 3 ADRを信頼回復に活用

- 病院で手術をして後遺症が残った。病院から合併症によるものだとは何度も説明を受けるが、言い訳に聞こえて納得できない。
- 病院と話し合っ、ADR機関で第三者の弁護士に入ってもらって説明を受けた。
- ADRを行って、主治医も出席して説明があり、患者側弁護士から、病院の丁寧な対応を評価する話を聞いて、ようやく病院の説明を受け入れる気持ちになり、良好な関係が戻って良かった。

最後に

- 私は、1983年に元気に育っていた娘が医療事故により突然死。医療被害者になってみて、患者側から医療機関に物申すことがどれほど困難で、がんじがらめの制度によって医療者が守られているか、はじめて思い知らされました。
- 医療過誤原告の会・初代会長の近藤郁男さんは、1979年に中学生の息子が虫垂炎手術の失敗で、植物状態にされました。それでも裁判の一審は敗訴、高裁で優秀な弁護士と良心的な医師の支援を受けて、やっと勝利的和解をしましたが、息子の24時間介護が一生の仕事になりました。介護しながら、息子によく話しかけていました。「マー君、おまえはなあ、ただ寝ているだけではないんだよ、社会的に大きな仕事をしているんだからな」。それは自らを奮い立たせる言葉でもありました。医療被害者運動に貢献された近藤さんは10年前に他界、現在も、ご家族が24時間介護を引き継いでいます。
- 公的な、被害者支援のためのひとつの制度として、医療側が積極的に受け止め・司法・行政の協力で、ADR機関が活用され、そして医療事故の原因調査、再発防止につながる制度化を願っています。